名古屋市介護保険課　指導担当の移転について

令和５年３月２３日(木)から、名古屋市介護保険課事業者指導担当の事務室が市役所本庁舎より下記のとおり移転しましたのでお知らせします。

移転年月日	令和５年３月23日(木)
移転先	〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目14番11号　DPスクエア東桜８階 「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課　東桜分室」
開庁時間	月曜日から金曜日　　午前８時45分～午後５時15分 (休日・祝日・年末年始を除く)
電話番号	052-**959**-2592 ： 施設サービス (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護)
	052-**959**-3087 ： 居宅系サービス、居住系サービス (その他の介護保険サービス及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)
FAX	052-**959-4155**
e-mail	a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市営地下鉄東山線・名城線「栄」駅　徒歩６分

名古屋市営地下鉄桜通線「高岳」駅　徒歩４分

ご来訪の際は公共交通機関をご利用ください。

※障害者手帳等(敬老手帳を除きます)の交付を受けている方が当ビルの有料駐車場をご利用の場合は、手帳を提示いただくことにより駐車料金を免除しますので、事前にご連絡ください。

介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険サービス事業所による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、下記へ業務委託しています。

【委託先】

・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人　福祉評価推進事業団）
・住所：名古屋丸の内ビル７階（名古屋市中区丸の内 3-5-10）
・TEL：052-950-2232（指定グループ）
052-950-2233（指導グループ）
・FAX：052-971-0577（指定グループ・指導グループ共通）

※市営地下鉄名城線
市役所駅３番出口より徒歩５分

※市営地下鉄名城線/桜通線
久屋大通駅2A出口より徒歩５分

※駐車場の用意はございません。
近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関での来訪をお願いします。
指定指導センター来訪のために市役所の駐車場の利用はできません。

【委託内容】

１　指導事務

訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む。）、居宅介護支援事業所、訪問看護（令和６年９月開始予定）に対する運営指導の一部及び配食サービス事業者に対する書面指導を委託しています（訪問介護、通所介護及び配食サービスには介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業所からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

＜上記サービスを運営する事業所からの質問等対応窓口＞

名古屋市介護事業者指定指導センター
TEL：052-950-2233　FAX：052-971-0577
〒460-0002　名古屋市中区丸の内 3-5-10　名古屋丸の内ビル７階
月曜日から金曜日の午前８時 45 分から午後５時 30 分まで
（祝休日、12 月 29 日から翌年１月３日までは除く）

２　指定申請等受付事務

（１）指定内容の**変更及び加算届**にかかる相談・受付窓口

すべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター
TEL：052-950-2232　FAX：052-971-0577
〒460-0002　名古屋市中区丸の内 3-5-10　名古屋丸の内ビル 7 階
月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで
（祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く）

（２）**指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開**の届出にかかる相談・受付窓口

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 （介護予防）訪問看護、 （介護予防）訪問リハビリテーション、 （介護予防）通所リハビリテーション（みなし指定）、 （介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、 （介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、 （介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス※、 運動型通所サービス※	**名古屋市介護事業者指定指導センター** **TEL:052-950-2232　FAX:052-971-0577** **〒460-0002** **名古屋市中区丸の内 3-5-10** **名古屋丸の内ビル 7 階** **月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く）** **※ミニデイ、運動型のサービス内容等は、** **地域ケア推進課地域支援担当** **TEL:052-972-2540**
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 （介護予防）特定施設入居者生活介護、 （介護予防）認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定担当 （本庁舎 2 階） TEL:052-972-2539　FAX:052-972-4147
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 （介護予防）認知症対応型通所介護、 （介護予防）小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定担当 （本庁舎 2 階） TEL：052-972-3487　FAX：052-972-4147

○介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようにお願いします。市へ問い合わせが必要な内容については、次ページをご確認ください。

令和6年度　名古屋市役所介護保険課　連絡先一覧

担当・連絡先	主な業務内容
推進担当 ☎972－2591	介護保険に係る予算決算、介護保険制度の普及、介護保険事業計画、名古屋市立老人ホーム
要介護認定担当 ☎750－7881 FAX 750-7884	要介護・要支援認定
保険料担当 ☎972－2595	介護保険の被保険者資格、介護保険料の賦課、収納
施設指定担当 ☎972－2539	次の介護サービスの事業者指定、更新等 （介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） 高齢者福祉施設の認可、有料老人ホームの届出、 サービス付き高齢者向け住宅の登録（※） ※（共同所管）住宅都市局住宅企画課民間住宅担当　☎972－2944
居宅指定担当 ☎972－3487	次の介護サービスの事業者指定、更新等 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護） 名古屋市特別給付（生活援助型配食サービス）の事業者指定、変更等の手続き、 介護サービス情報公表（公表に関すること：☎972－4628）
施設指導担当 栄養指導担当 ☎959－2592 FAX 959-4155 （東桜分室）	【施設指導担当】 介護サービス事業者等の指導（施設系サービス）、事故報告書（施設系サービス） 【栄養指導担当】 高齢者福祉施設の運営、 介護サービス事業者・有料老人ホームの指導監督（栄養指導に関することに限る。）
居宅指導担当 ☎959－3087 FAX 959-4155 （東桜分室）	介護サービス事業者等の指導（居宅・居住系サービス）、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導、事故報告書（居宅・居住系サービス・有料老人ホーム）、介護サービス情報公表（訪問調査に関すること）
給付担当 ☎972－2594	介護保険の保険給付等（総合事業を含む）、特定福祉用具・住宅改修費受領委任払いの登録

名古屋市役所　健康福祉局　高齢福祉部　介護保険課
【所在地】〒460－8508　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号　本庁舎2階
【FAX番号】972－4147
【開庁時間】 8:45～17:30
注）申請・相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡をお願いします。

・施設指導・居宅指導担当は、事務室を移転しております。詳細は「指導担当の移転について」をご覧ください。
・指定指導事務の一部を名古屋市介護事業者指定指導センターに委託しています。詳細は「介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について」をご覧ください。

名古屋市の第1号訪問事業における　**訪問サービス**　の4類型　※詳細は「総合事業の実施に関する要綱」、各サービスの「人員等基準要領」をご確認ください。

<table>
<tr><th>類型</th><th>旧介護予防訪問介護</th><th colspan="2">訪問型サービスA</th><th>訪問型サービスB</th><th>訪問型サービスC</th></tr>
<tr><td>サービス種類</td><td>予防専門型訪問サービス</td><td>生活支援型訪問サービス（一体型）
※同一の事業所で「訪問介護」や「予防専門型」と「生活支援型」を一体的に運営</td><td>生活支援型訪問サービス（単独型）</td><td>地域支えあい型訪問サービス</td><td>短期集中予防型訪問サービス
（令和6年10月1日～）</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td>法人</td><td colspan="2">法人</td><td>各学区の地域福祉推進協議会</td><td>・愛知県理学療法士会
・愛知県柔道整復師会</td></tr>
<tr><td>サービス対象者</td><td>原則、要支援者
（チェックリストによる事業対象者も可）</td><td colspan="2">要支援者
チェックリストによる事業対象者</td><td>要支援者
チェックリストによる事業対象者
（その他支援が必要な一般高齢者）</td><td>・要支援者又はチェックリストによる事業対象者のうち、転倒骨折のリスクの高い方
・介護保険サービスの訪問リハ（訪問看護のリハ含む）を利用していない方</td></tr>
<tr><td>必要なケアプラン</td><td>ケアプランAを適用</td><td colspan="2">ケアプランBを適用</td><td>ケアプランCを適用</td><td>ケアプランCを適用</td></tr>
<tr><td>提供するサービス</td><td>身体介護（入浴介助等）
生活援助（掃除・洗濯・家事等）</td><td colspan="2">生活援助（掃除・洗濯・家事等）
・概ね45分～1時間程度</td><td>日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等のちょっとした困りごとに対応</td><td>利用者の居宅に専門職が訪問し、運動や生活動作の指導、生活環境等の改善提案を行う。</td></tr>
<tr><td>サービス提供の頻度</td><td>ケアプランに基づき決定</td><td colspan="2">ケアプランに基づき決定</td><td>利用者からの希望や生活環境等に応じて柔軟に設定</td><td>3か月間（理学療法士会によるサービスは全4回、柔道整復師会によるサービスは全12回）</td></tr>
<tr><td>事業所の指定／委託</td><td>事業者指定</td><td colspan="2">事業者指定</td><td>市社協に委託
（令和5年度末時点　16区108学区）</td><td>愛知県理学療法士会、
愛知県柔道整復師会に委託</td></tr>
<tr><td>人員基準等</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th></tr>
<tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤・専従1以上　※1</td></tr>
<tr><td>サービス提供責任者</td><td>介護福祉士等</td><td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2</td></tr>
<tr><td>訪問介護員</td><td>介護福祉士
初任者研修等修了者等</td><td>常勤換算2.5人以上</td></tr>
</table>
※1　管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能。
※2　一部非常勤職員も可能。

【例】要介護者40人
要支援者80人(現行と同様のサービスを利用)
⇒　サービス提供責任者3人以上
訪問介護員等　常勤換算2.5人以上

・共生型による指定事業所は別基準により実施</td><td colspan="2">左記の「予防専門型訪問サービス」の人員に加えて、「生活支援型訪問サービス」の利用者数に応じて必要数

・名古屋市高齢者日常生活支援研修の研修修了者等の一定の研修受講者は、「生活支援型訪問サービス」利用者のみケアが可能
<table>
<tr><th></th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th></tr>
<tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>専従1名以上　※1</td></tr>
<tr><td>訪問事業責任者</td><td>介護福祉士
初任者研修等修了者
一定の研修受講者　※2</td><td>必要数</td></tr>
<tr><td>従事者</td><td>同上</td><td>必要数</td></tr>
</table>
※1　管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能。

※2　介護福祉士、初任者研修等の修了者を配置することが望ましい。名古屋市高齢者日常生活支援研修修了者等の一定の研修受講者の配置も可能。</td><td>・ボランティアコーディネーター　　1人以上

・一定の講習を受講したボランティア　必要数</td><td>下記の資格を有する者
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士
・柔道整復師</td></tr>
<tr><td>従事者の雇用形態</td><td>賃金労働者</td><td colspan="2">賃金労働者</td><td>無償ボランティア
ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与</td><td>受託者が派遣する者</td></tr>
<tr><td>基本報酬額</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬区分</th><th>対象者</th><th>単位数</th></tr>
<tr><td>週1回</td><td>月額</td><td>事業対象者・要支援1・要支援2</td><td>1,176単位</td></tr>
<tr><td>週2回</td><td>月額</td><td>事業対象者・要支援1・要支援2</td><td>2,349単位</td></tr>
<tr><td>週2回超</td><td>月額</td><td>事業対象者・要支援1・要支援2</td><td>3,727単位</td></tr>
</table>
</td><td colspan="2">
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬区分</th><th>対象者</th><th>単位数</th></tr>
<tr><td>週1回</td><td>月額</td><td>事業対象者・要支援1・要支援2</td><td>1,064単位</td></tr>
<tr><td>週2回</td><td>月額</td><td>事業対象者・要支援1・要支援2</td><td>2,128単位</td></tr>
<tr><td>週2回超</td><td>月額</td><td>事業対象者・要支援1・要支援2</td><td>3,192単位</td></tr>
</table>
・自己評価・ユーザー評価参加加算（20単位／月）

※介護保険の処遇改善加算相当分も加味</td><td>・1団体年10万円程度の補助金を交付

・ボランティアコーディネーターへの謝金
→半日程度：1,000円（月24,000円を上限）</td><td>・訪問1回あたり9,200円</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td>1割～3割の負担</td><td colspan="2">1割～3割の負担</td><td>年300円程度の手帳発行手数料を負担</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>請求の方法
（利用者負担分を除く）</td><td>国保連経由</td><td colspan="2">国保連経由</td><td>事業者に直接支払い
（社協に事務を委託）</td><td>事業者に直接支払い
（愛知県理学療法士会、
愛知県柔道整復師会に事務を委託）</td></tr>
<tr><td>限度額管理の有無</td><td>限度額管理あり
（要支援2：10，531単位　要支援1及び事業対象者：5，032単位）</td><td colspan="2">限度額管理あり
（要支援2：10，531単位　要支援1及び事業対象者：5，032単位）</td><td>限度額管理なし</td><td>限度額管理なし</td></tr>
</table>

名古屋市の第1号通所事業の　**通所サービス**　の3類型　※詳細は「総合事業の実施に関する要綱」、各サービスの「人員等基準要領」をご確認ください。

類型	旧介護予防通所介護	通所型サービスA				一般介護予防事業
サービス種類	予防専門型通所サービス	ミニデイ型通所サービス（一体型）	ミニデイ型通所サービス（単独型）	運動型通所サービス（一体型）	運動型通所サービス（単独型）	サロン型
事業主体	法人	法人	法人・個人 ※個人は運動型通所サービスを実施する者に限る	法人	法人・個人 ※個人は施術所を開設している者に限る	町内会、個人、団地管理組合、NPO等
サービス対象者	原則、要支援者 （チェックリストによる事業対象者も可）	要支援者 チェックリストによる事業対象者				限定なし
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用				ケアプランCを適用
提供するサービス	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画により実施	「いきいき元気プログラム」を活用した機能訓練を実施 ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可（ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし） ※送迎は必要に応じて実施（基本報酬に送迎費用相当分を加味）		運動プログラムを実施 ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可（ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし） ※送迎はなし（実施可能ではあるが、利用者からの送迎費用の徴収は不可）		高齢者の交流の場 趣味の集まり 住民主体の食事会
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1回～2回 利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定 ※週1回、2時間～3時間の利用時間を想定 ※原則、24回目の属する月の末日まで（目安として6ヶ月） ※令和2年4月から、事業対象者相当の心身の状態である場合、利用期間更新可能		ケアプランに基づき決定 ※週1回、1時間～1時間半の利用時間を想定 ※原則、利用開始日より6ヶ月間の利用 ※令和2年4月から、事業対象者相当の心身の状態である場合、利用期間更新可能		月2回以上の頻度で通年開催されるもの
事業所の指定／委託	事業者指定	事業者指定				なし （助成を受ける場合は申請を要する）
サービスを提供する場所	運営法人が所有または賃貸する施設で各種法令に合致するもの	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの指定を受けている事業所	＜法人の場合＞ 左記「予防専門型通所サービス」に同じ ただし、他事業に支障のある場所での実施は不可 ＜個人の場合＞ 運動型通所サービスを開設している施術所（接骨院等）	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの指定を受けている事業所	＜法人の場合＞ 左記「予防専門型通所サービス」に同じ ただし、他事業に支障のある場所での実施は不可 ＜個人の場合＞ 施術所（接骨院等）	・コミセン・団地の集会所や空きスペース ・特養、老健の空きスペースを活用 ・NPO法人が所有または賃貸する施設 ・商店街・組合等が提供するスペース ・民間企業が提供するスペース ・ミニデイの空き時間や併設するスペース （令和5年12月末時点で、1,146箇所の高齢者サロンを把握）
設備基準等	・食堂・機能訓練室 （3㎡×通所介護、予防専門型通所サービスの利用定員の面積が必要） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 ・共生型による指定事業所は別基準により実施	左記の「予防専門型通所サービス」の設備基準に加えて、食堂・機能訓練室は、3㎡×ミニデイ型通所サービス利用定員（3名以上）の面積が必要	・サービスを提供するために必要な場所 （3㎡×ミニデイ型通所サービス利用定員（3名以上）の面積が必要） ・必要な設備・備品	左記の「予防専門型通所サービス」の設備基準に加えて、食堂・機能訓練室は、3㎡×運動型通所サービス利用定員（1名以上）の面積が必要	・サービスを提供するために必要な場所 （3㎡×運動型通所サービス利用定員（1名以上）の面積が必要） ・必要な設備・備品	サロンの運営に必要な設備
人員基準等	必要な資格／配置要件 管理者・生活相談員：なし／介護福祉士等／常勤・専従1以上 ※1 看護職員：看護師等／専従1以上 ※2 介護職員：なし／～15人 専従1以上 ※2、16人～ 利用者1人に専従0.2以上 機能訓練指導員：理学療法士等／専従1以上 ※1 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能 ※2 利用定員が10人以下の場合、看護職員と介護職員を併せて1以上とすることができる。 ・共生型による指定事業所は別基準により実施	・左記の「予防専門型通所サービス」の人員のうち、「ミニデイ型通所サービス」を提供する職員を必要数配置 ・「いきいき元気プログラム研修」の修了者を事業所に1以上配置	必要な資格／配置要件 管理者：なし／専従1以上 ※ 従事者：経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導員等が望ましい／～15人 専従1以上、16人～ 専従1＋必要数 ※ 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能 ・「いきいき元気プログラム研修」の修了者を1以上配置	・左記の「予防専門型通所サービス」の人員のうち、「運動型通所サービス」を提供する職員を必要数配置	必要な資格／配置要件 管理者：なし／専従1以上 ※ 従事者：医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、介護予防運動指導員、健康運動士等／10人毎に専従1以上 ※ 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能	従事者　必要数
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者				有償・無償ボランティア
基本報酬額	区分／報酬区分／対象者／単位数 週1回程度／月額／事業対象者 要支援1・要支援2／1,798単位 週2回程度／月額／要支援2／3,621単位	区分／報酬区分／対象者／単位数 週1回程度／月額／事業対象者 要支援1 要支援2／1,480単位 ・自己評価・ユーザー評価参加加算（20単位／月） ・介護予防改善加算（利用月×50単位）※終了月に算定 ※介護保険の処遇改善加算相当分も加味		報酬区分／対象者／単位数 日額／事業対象者 要支援1 要支援2／256単位 ・自己評価・ユーザ評価事業参加加算（20単位／月） ・介護予防改善加算（利用月×50単位）※終了月に算定 ・評価加算（256単位／月）※評価月（3月ごと）に算定		開設・運営費の助成
利用者負担	1割～3割の負担	1割～3割の負担				―
請求の方法 （利用者負担分を除く）	国保連経由	国保連経由				
限度額管理の有無	限度額管理あり （要支援2：10，531単位 要支援1及び事業対象者：5，032単位）	限度額管理あり （要支援2：10，531単位　要支援1及び事業対象者：5，032単位）				国保連を通じての請求や限度額管理は発生しない